

# 2019年度 嘱託・非常勤職員募集要項

## 社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会

2019年度あきる野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に勤務していただく嘱託・非常勤職員を次の要領で募集します。内容をよくお読みのうえ、ご応募ください。

### 1 募集職種

#### (1) 社協福祉協議会福祉事業

相談員（嘱託）

#### (2) 障害者通所支援施設（生活介護・就労支援）関係

生活支援員（嘱託）

- 2 募集人員 　　いずれも若干名
- 3 応募条件 　　2019年4月1日現在、満70歳未満の方。
- 4 雇用期間 　　2019年4月1日から2020年3月31日（延長の可能性有り）
- 5 勤務時間等 　週5日勤務　1日　7時間45分勤務  
　　　　　　　　午前8時30分から午後5時15分まで（途中1時間の休憩あり）  
　　　　　　　　原則として土・日・祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休日となります。
- 6 採用方法 　　面接を実施のうえ、選考により採用を決定します。  
　　　　　　　　面接は2月6日（水）に実施します。時間については、応募時にお伝えします。指定日時以外の面接はできません。
- 7 勤務地 　　　あきる野市内の社協が運営する事務所、障害者支援施設での勤務となります。
- 8 賃金等 　　　賃金及び通勤手当は、社協規程（職種により異なります）によります。賞与は支給しません。なお、労働基準法に基づき、有給休暇を付与します。また、育児休業、介護休業制度があります。  
　　　　　　　　自家用車による通勤者は、駐車場使用料を徴収します。
- 9 各種保険 　　　健康保険、厚生年金、雇用保険を適用します。
- 10 応募方法 　　次のとおり本会まで書類をお持ちください。郵送による申込みは、受付できません。
  - (1) 期間 　　　2019年1月15日（火曜日）から2月1日（金曜日）まで  
　　　　　　　　（ただし、土・日・祝日は除きます。）
  - (2) 場所 　　　本会総務課総務係（秋川ふれあいセンター）

(3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(正午から午後1時までを除く。)

(4) 提出書類 ア 履歴書(社協指定のもので写真貼付)

イ 資格証明書の写し

(資格を必要とする職種で免許証、修了証などのコピー)

11 登録制度 2019年4月1日付けで採用されなかった方についても、引き続き、職種ごとに名簿に登録することにより、2019年度中(2020年3月31日まで)に欠員が生じた場合は、あらためて選考のうえ勤務していただくことがあります。

12 問い合わせ先 総務課総務係 電話042(559)6711

---

## 職務内容・勤務地等について

各職種の職務内容及び勤務地等は、以下のとおりです。なお、職種によって応募条件(資格の有無等)が限られているものもありますので、注意してください。また、勤務条件等については、業務運営上の必要から変更する場合があります。

### 1 相談員

勤務場所は、秋川事務所(秋川ふれあいセンター内)です。

低所得者等に対する生活や就労に関する相談などを通じて「自立計画」への総合的な支援を行う業務、生活福祉資金等の貸付業務及び本会の実施する事業の事務が主な内容です。

次のアからカのいずれかに該当する方。

ア 社会福祉士の資格を有する方。

イ 福祉事務所に勤務経験を有する方。

ウ 金融機関(保険・証券を含む)に勤務経験を有する方。

エ ファイナンシャルプランナーの資格を有する方。

オ 生活相談、就労支援、カスタマーサポート等の相談業務、プランニング、コーディネート等の業務、社会保険・年金・労務管理等に関する業務経験を有する方。

カ 社会福祉主事任用資格を有する方で事務経験を有する方。

### 2 生活支援員

勤務場所は、障害者総合支援法に基づく指定生活介護、指定就労継続支援(B型)のサービスを提供する通所施設であるこすもす福祉作業所(秋川ふれあいセンター内)です。

いずれかの施設において、通所者への日常生活の介助や作業指導、送迎業務が主な内容です。資格は不要ですが、介護福祉士の資格をお持ちの方、ワゴン車(ハイエース)での送迎車運転業務が可能な方は、歓迎いたします。

## 勤務条件・所在地等について

賃金単価については、下表のとおりです。

職 種	賃金単価	勤 務 地
<b>■事務所関係</b>		・秋川事務所 あきる野市平沢175-4 (秋川ふれあいセンター内)
相 談 員	月額 237,000円	
<b>■障害者通所支援施設関係</b>		・こすもす福祉作業所 あきる野市平沢175-4 (秋川ふれあいセンター内)
生活支援員	月額 160,400円	

加算手当	加算金額	勤 務 地
資格手当	月額 5,000円	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員の有資格者であって、かつ、その資格がその職務に必要な場合に支給する。
チーフ手当	月額 5,000円	係又は担当に正規職員が1名の場合に補佐的な職務に従事する職員に支給する。

# 秋川ふれあいセンターへのご案内

## 電車の場合（JR五日市線東秋留駅）

JR五日市線東秋留駅を出て北側、商店街を抜け、五日市街道を五日市方面へ約15分歩、市民体育館前を右折、東中学校角を左折（秋川ふれあいセンター看板の案内あり）東中学校の西隣りになります。駅からは徒歩25分ほどです。

## 自動車の場合（五日市方面から）

五日市街道を福生方面へ、秋留台公園西を左折、公園の脇を進むと初めの交差点を右折（秋川ふれあいセンター看板の案内あり）都立秋留台高等学校の東隣りです。

※駐車場あります。

